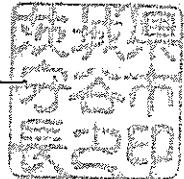


守谷市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、取手都市計画松並地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年7月24日

守谷市長 会田 真一



1 都市計画の種類  
松並地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域  
守谷市松並字相野谷道上、字沼崎、字大日、字溜、字向溜、字二ツ塚、  
字黒内の一部

3 縦覧場所  
守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画松並地区計画の決定  
(守谷市決定)

計　　画　　書

平成 24 年度

守　　谷　　市

取手都市計画地区計画の決定（守谷市決定）

都市計画松並地区計画を次のように決定する。

名 称	松並地区計画
位 置	守谷市松並字相野谷道上、字沼崎、字大日、字溜、字向溜、字二ツ塚、字黒内 各一部
面 積	約 45.1ha
地区計画の目標	本地区は、守谷市松並土地区画整理事業区域を含む区域であり、本計画において、地域の住宅需要に的確に対応する多様な住宅用地や職住近接型の都市構造を維持、発展させるための産業用地の整備供給と、松並木などの地区的自然的・歴史的な環境・景観を保全・活用した良好で特色ある街並みの形成を図ることを目標とする。
土地利用の方針	<p>土地区画整理事業による土地利用計画等から地区を8区分し、方針を次のように定める。</p> <p>&lt;一般住宅A地区&gt; 低層戸建住宅地を主体とした閑静な住環境の形成を図る。</p> <p>&lt;一般住宅B地区&gt; 既存住宅団地の住環境の保全を図る。</p> <p>&lt;松並木線沿道地区&gt; 松並木の環境・景観と調和した小規模な商業・サービス施設及び低層住宅地の形成を図る。</p> <p>&lt;沿道住宅A地区&gt; 永泉寺の境内地の歴史的環境や景観を保全する。</p> <p>&lt;沿道住宅B地区&gt; 周辺の低層住宅地が鉄道等から受ける影響を緩衝する機能を有する、小規模店舗等を誘導する。</p> <p>&lt;沿道住宅C地区&gt; 緑豊かな周辺環境との調和を図りつつ、幹線道路に接する沿道街区として、沿道サービス施設、流通業務施設の誘導を図る。</p> <p>&lt;複合住宅地区&gt; 集合住宅を含む多様な都市型住宅の整備供給と、商業施設等の地域の生活サービス施設の立地を図る。</p> <p>&lt;業務施設地区&gt; 周辺自然環境や低層住宅地の住環境との融和を図りつつ、物流・流通業務施設や福祉・保健施設などの産業施設の立地を誘導する。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>土地区画整理事業により、歴史環境を活かす緑地や通路を系統的に整備し、地区的コミュニティの場の形成を図る。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、地区の自然環境・歴史環境を保全・活用しつつ、良好な市街地環境と美しい街並みが形成されるよう、建築物の整備の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区や周辺の居住環境を阻害する恐れのある機能・用途の施設の立地を制限するため、「建築物の用途の制限」を定める。</li> <li>2. 隣接する敷地の居住環境と融和し、松並木などの地区に既存の自然環境・歴史環境と調和した美しい街並みを形成するため、「建築物の高さの最高限度」を定める。</li> <li>3. 敷地の狭小化を抑制し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</li> <li>4. 安全で快適な歩行・滞在空間の創出と良好な街並み景観の形成を図るため、「建築物の壁面の位置の制限」、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」を定める。</li> <li>5. 緑豊かな街並みを形成するため、「建築物の緑化率の最低限度」を定める。</li> </ol>





地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の緑化率 の最低限度	10%	—	10%	10%	10%	3%	10%	10%
	建築物等の形態 又は色彩その他の 意匠の制限	1.建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、周辺環境に調和した落ち着きのある色調とする。 2.屋上、屋外設置物及び工作物は、地上や他の建築物からの景観に配慮する。 3.屋外広告物は、周囲の環境と調和するような設置場所、大きさ、色彩等に配慮する。							
	垣又はさくの構 造の制限	道路に面する側に垣又はさくを設ける場合は、次の各号の一に適合しなければならない。 1.道路側に突出しないよう管理できる生け垣。 2.高さ 1.2m以下の鉄筋・金網等の透視可能なさく。 3.高さ 1.2m以下の上記各号に屬さない構造の垣又はさくで、道路側に幅 0.5m以上の植栽帯を設けたもの。ただし、商業施設等で商品、塵芥の集積及び搬入出口を設置する場合には、付近の垣又は塀の透視を遮げる等、景観形成に配すること。 なお、幅が 1.5m以内の門柱・門の袖等にあってはこの限りではない。							
	建築物の緑化率 の最低限度	10%	—	10%	10%	10%	3%	10%	10%
	土地利用 に関する事項	土地の区画 ・形質の変更の 制限	土地の区画形質の変更を行う場合は、以下に適合しなければならない。 土地区画整理法第 98 条第 2 項に規定する使用収益の開始時の地盤面から盛土を行う場合は高さ 0.5m 以下としなければならない。ただし、造園等部分的なものはこの限りではない。						
	備考	以下のもついては適用除外とする 1. 土地区画整理法第 103 条第 1 項に規定する換地処分又は同法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一つの敷地として使用するもの 2. 電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業の用に供する施設及びガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設							

「区域、地区的区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」  
理由：新しい都市のコミュニティの創出と頼れないと魅力ある街並みの形成及び維持を図るため、地区計画を決定する。

## 取手都市計画地区計画の決定

地区計画決定エリア 45.1ha

1.用途

位置図

松並地区の土地区画整理事業の進展にあわせ、区画整理事業の土地利用計画に基づき、守谷駅周辺市街地にふさわしい質の高い住環境の創出と歴史的な景観及び環境の保全をはかるため、地区計画を決定する。

### 松並地区

常総市

つくばみらい市

つくばみらい市

守谷市

守谷駅

常磐自動車道

つくばエクスプレス

国道294号

取手市

関東鉄道常総線